

専門職大学院 知的財産研究科 カリキュラム・ポリシー

「イノベーションを支援するために必要な知的財産に関する知識・技能を備えるとともに、法律的素養、国際的な視野およびビジネス感覚をもった高度な専門的職業人を養成する」との教育目標を実現するために教育課程を体系的に編成する。具体的には、教育課程に次の領域を設定する。

1. 主として知的財産に関する法律の教育に重点をおく領域（基幹法領域）
2. イノベーションを支援するために必要な知的財産に関する知識や技能に関する教育に重点をおく領域（イノベーション支援領域）
3. 国際的な知的財産の保護と活用に関する教育に重点をおく領域（グローバル領域）
4. 主として知的財産のビジネスへの利用に関する教育に重点をおく領域（ビジネス領域）
5. 上記1）～4）の複数の領域にわたる総合的な教育に重点をおく領域（分野横断領域）
6. 知的財産に関する問題を調査・研究する領域（研究領域）

あわせて、それぞれの領域および科目の特性に応じた適切な教員配置と教授法を提供するとともに、専門職業人となることをめざす多様な背景を持つ学生とその修学目的に応じた柔軟な履修を可能とする時間割編成や、自主的学習環境の施設・設備の充実により、一層の教育効果をあげるものとする。